

●保険料の軽減措置
〔所得割額の軽減〕
被保険者本人と世帯主および、同一世帯内のほかの被保険者の所得に応じて、均等割額3万9千260円から軽減されます(表2)。
〔所得割額の軽減〕
被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が58万円

川県後期高齢者医療制度連合が年度ごとに決定するため、県内いざれの市町村でも同じ計算方法となり、市町村による違いはありません。

本制度の保険料は、国民健康保険などの世帯単位の賦課とは異なり、被保険者一人一人の保険料を計算します。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です(表1)。今年度は保険料率が改定され、2021年度と比較して均等割が600円、所得割が0・03引き下がられました。

※総所得金額等とは、総収入から必要経費(公的年金等控除など)を除いた額です
※土地建物等の譲渡所得や確定申告した株式譲渡所得が含まれます

表1 平成22年度保険料の算定方法

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = 39,260\text{円}$$

$$\text{基礎控除額} = 33\text{万円}$$

$$\text{所得割率} = 7.42\%$$

※総所得金額等とは、総収入から必要経費(公的年金等控除など)を除いた額です
※土地建物等の譲渡所得や確定申告した株式譲渡所得が含まれます

(例) 公的年金収入300万円のみの方の場合

$$\text{均等割額} = 39,260\text{円(A)}$$

$$\text{所得割額} = [\text{年金収入}(300\text{万円}) - \text{公的年金控除}(120\text{万円}) - \text{基礎控除}(33\text{万円})] \times \text{所得割率}(7.42\%)$$

$$= 109,074\text{円(B)}$$

$$\text{年間保険料} = (\text{A}) 39,260\text{円} + (\text{B}) 109,074\text{円} = 148,330\text{円}(10\text{円未満切り捨て})$$

表2 均等割の軽減割合と内容

軽減割合	軽減後均等割額	被保険者本人と世帯主および同じ世帯の他の被保険者の総所得金額基準
8.5割	5,889円	33万円以下
9割	3,926円	8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)
5割	19,630円	33万円 + [24.5万円 × 同じ世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)]以下
2割	31,408円	33万円 + [35万円 × 同じ世帯の被保険者数]以下

※65歳以上の方で公的年金等控除を受けている方は、年金所得から高齢者特別控除(15万円)をした額で判定します

※世帯内に所得未申告の方がいる場合は、軽減措置が適用されませんので、ご注意ください

後期高齢者医療制度のご案内

～7月中旬に保険料納入通知書を送付～

後期高齢者医療制度(以下「本制度」)は、75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する制度です。平成22年度の納入通知書は、7月中旬に送付します。

●被保険者一人一人の保険料を計算

本制度の保険料は、国民健康保険などの世帯単位の賦課とは異なり、被保険者一人一人の保険料を計算します。

前日までに、会社の健康保険(被用者保険)などの被扶養者であつた方は、当分の間、所得割額がかからず、だつた方は対象となりません。

均等割額も9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入された方は、対象となりません。

均等割額も9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入された方は、対象となりません。